

宮崎学園短期大学と宮崎県立福島高等学校との高大連携に関する協定書

(目 的)

第 1 条 宮崎学園短期大学(以下「甲」という。)と宮崎県立福島高等学校(以下「乙」という。)は、相互の教育に係る連携・交流を通して、学生及び生徒の視野を広げ、相互の教育の活性化を図るために次のとおり協定を締結する。

(連携事業)

第 2 条 甲と乙は、次の連携事業を実施する。

- (1) 教育及び学術研究に関すること
- (2) 人材育成及びキャリア教育に関すること
- (3) ビジネス教育の指導方法及び教材開発等に関すること
- (4) 地域資源活用、地域創生に関すること
- (5) その他、両者の必要と認めること

(協定期間)

第 3 条 本協定書の有効期限は、協定締結の日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。
ただし、この協定書の有効期間満了の 3 か月前までに、甲と乙のいずれからも改定の申し入れがない場合、同じ内容で更に 1 年間延長するものとし、以後の取扱いも同様とする。

(実施推進組織)

第 4 条 甲と乙は、その代表で組織する高大連携推進委員会を設置し、連携事業の内容について協議推進するものとする。

(経 費)

第 5 条 連携事業を実施するにあたって発生する経費の負担については、甲乙協議の上、決定する。

(守秘義務)

第 6 条 甲及び乙は、本協定に基づいて行う事業の実施に当たり知り得た情報については、事前に相手方の同意を得た場合を除き、第三者に対して開示し又は漏洩してはならない。

(そ の 他)

第 7 条 本協定書に定めるもののほか、高大連携事業に関し必要な事項は、甲乙協議の上、別に定める。

本協定書を 2 通作成し、甲乙署名押印の上、それぞれ 1 通保有するものとする。

令和 3 年 11 月 16 日

甲 住 所 宮崎県宮崎市清武町大字加納丙 1415 番地
所 属 宮崎学園短期大学
職・氏名 学 長 宗 和 太 郎



乙 住 所 宮崎県串間市西方 4015
所 属 宮崎県立福島高等学校
職・氏名 校 長 那 須 雅 博

